

後発医薬品使用体制加算及び 一般名処方加算に係る掲示

当院では、**後発医薬品(ジェネリック医薬品)**
を積極的に採用しております。

現在、一部の医薬品について代替後発医薬品を入手することが困難となっている状況です。医薬品の安定供給に向けて、患者さんへご説明の上、下記の取り組みを行います。

- 治療計画等の見直し
- 投与する薬剤を変更
- 一般名処方

ご不明な点やご心配なことがありましたら、薬剤師へお問い合わせください。

一般名処方とはお薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数あれば先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）をご自身で選ぶことができます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。